

屋外広告物 継続許可申請手続き方法

1. 継続許可申請に必要な次の書類を提出して下さい。提出部数は正副2部です。

- ① 屋外広告物許可申請書（第1号様式） ※押印不要
- ② 屋外広告物許可申請書（別紙）
- ③ 屋外広告物自己点検報告書（第2号様式） ※要点検報告日の記入
- ④ 屋外広告物継続許可申請書添付書類（任意様式）
 - ・ 付近案内図
 - ・ 広告物のカラー写真（サービスサイズ程度で3ヶ月以内に撮影）
- ⑤ その他添付書類
 - ・ 屋外広告物広告主等変更届（申請者の代表者名及び住所変更等）
 - ・ 屋外広告物管理者変更届（管理者の資格証明の写し必要）
 - ・ 承諾書（他人が所有する土地・建物に掲出する場合） ※要押印
 - ・ 委任状（申請者が申請手続きを他人に委任する場合） ※要押印

2. 上記①～③、⑤の変更届の書類については、下記の町田市ホームページからダウンロードしてください。また、広告主（申請者）の社名・住所・代表者が変更された場合（屋外広告物広告主等変更届）及び屋外広告物管理者が変更された場合（屋外広告物管理者変更届）も同ホームページからダウンロードしてください。

●屋外広告物許可申請について

（町田市ホームページ：<https://www.city.machida.tokyo.jp/index.html>）
トップページ>暮らし>住まい・道路>都市づくり>景観づくり>屋外広告物>屋外広告物許可申請について

※Google、YAHOO!等の検索サイトで「町田市 屋外広告物」と検索することで、直接「屋外広告物許可申請について」のホームページにアクセスすることもできます。

3. 郵送での受付も行っております。その際は、申請手数料の納付書送付のため、封筒（長形3号）に切手84円を貼ったものを同封して下さい。
また、許可書の郵送を希望の方は申請の際に、レターパック（ライト：370円）
または切手（送料+簡易書留代350円）と返信用封筒（A4サイズ）を同封し
てください。※切手が足りない場合は不足分の追加送付となります。

4. 申請手数料を納付書にてお支払い下さい。（納入日が申請日となります。）

5. 対象の広告物をすでに除却している場合は、屋外広告物除却届（現況を確認できる写真を添付すること）を提出してください。様式は上記2の町田市ホームページからダウンロードしてください。

※許可期限を過ぎた後でも、期間を継続した許可申請は可能です。（許可日はさかのぼれません。）出来る限り速やかに継続許可申請を行ってください。